

建設業の元方事業者の方へ

「職場環境改善計画助成金」【建設現場コース】 の手引（令和元年度版）

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、従業員数 50 人以上の事業場にストレスチェックと面接指導の実施等を義務付ける制度が創設され、平成 27 年 12 月 1 日から施行されています。

この「職場環境改善計画助成金（建設現場コース）」は、建設業の元方事業者の方が、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえて、各都道府県産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に負担した機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用の助成を受けることができる制度です。

職場環境の改善のために、是非ご活用ください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

＜助成対象・助成金額＞

ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員による助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境改善を実施した場合に、機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用の実費を助成します。

1 建設現場当たり機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）に係る費用について、50,000 円を上限に 1 回限り助成します。



独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者医療・産業保健部

用語の説明

■元方事業者

1つの場所で行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせている事業者のこと。数段階の請負関係がある場合には、その最も先次の注文者のこと。

■関係請負人

元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われる場合の元方事業者以外の全ての下請負人のこと。元方事業者から直接仕事を請け負った一次下請業者だけでなく、さらに再下請けした二次以下の下請業者まで全てを含む。

■統括安全衛生責任者

元方事業者の労働者と関係請負人の労働者が1つの場所で作業することによって生ずる労働災害を防止するために、当該場所における安全衛生を統括管理するために選任される者のこと。労働者が常時50人以上（ずい道等の現場は30人以上）の建設現場の場合、選任が義務づけられている。

■ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第1項に規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」（以下「当該検査」という。）又は当該検査に準じて労働者の氏名を問わず無記名方式で実施された検査のこと。

■ストレスチェック実施後の集団分析

ストレスチェック結果を建設現場全体及び建設現場内の一定規模の集団（会社又はグループ等）ごとに集計して、当該集団のストレスの特徴及び傾向を分析すること。

■メンタルヘルス対策促進員

中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため、産業保健総合支援センターが委嘱したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者であって、別に定める研修を修了した者のこと。

■共同企業体

2つ以上の建設業に属する事業の事業者が、1つの場所で行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負う事業組織のこと。

◆申請にあたっての留意事項◆

- 申請書類への記入の際には「助成金の手引」を熟読いただき、「記載漏れ」や「記載誤り」が無いようお願いいたします。送付前には、必ず「助成金支給申請チェックリスト兼同意書」で自己点検いただきますようお願いいたします。
- 申請書類の内容に関する問い合わせが必要な場合には様式第 1 号に記載いただいた事業場のご担当者様宛に連絡いたします。ご担当者様は助成金の仕組み等を十分ご理解の上申請し、問い合わせの際はご対応くださいますようお願いいたします。
- 申請書、契約書等のご提出いただく書類について、正式に申請いただく前に内容を事前審査することはいたしかねます。
- ご提出いただいた申請書類の内容についてお問い合わせさせていただく場合がございますので、ご提出の際は控え用にコピーをお取りいただき、大切に保管してください。
- 申請書類はすべて A 4 サイズにそろえ、ホチキス止めはしないでください。
- 申請書類をご記入いただく際はボールペン（筆記した文字等を容易に消すことができないもの）でご記入ください。
- 助成金を申請いただいてから、審査の後、支給決定及び振込みまで、短い場合 2～3 か月、長い場合 6 か月程度の期間を要しますので予めご了承下さい。
（1月から3月までの間は申請が集中します。）

また、申請書類の記載漏れ、記載誤り、提出書類の不足等があった場合は、受付・審査にさらにお時間がかかります。
- 審査の進捗状況や振込みの時期についてのお問い合わせにはお答えいたしかねます。

目 次

I	制度の概要.....	- 1 -
1	助成金の概要	- 1 -
2	助成金を受けるための要件	- 1 -
3	助成対象	- 2 -
4	助成金額	- 2 -
5	注意点	- 3 -
II	支給申請手続き等について.....	- 4 -
1	手続きの流れ	- 4 -
2	職場環境改善計画助成金支給申請.....	- 5 -
3	審査結果の通知と助成金支給方法.....	- 6 -
4	助成金に係る証拠書類等の保管.....	- 7 -
5	不正受給	- 7 -
III	様式一覧	- 8 -
1	職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）（様式第1号）..	- 9 -
2	職場環境改善支援等実績報告書（様式第2号）	- 11 -
3	職場環境改善計画助成金支給申請（建設現場コース）チェックリスト兼同意書 （様式第3号）	- 13 -
IV	全国の産業保健総合支援センター一覧	- 15 -

I 制度の概要

1 助成金の概要

建設業の元方事業者が、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき職場環境の改善を実施した場合に、費用の助成を受けられる制度です。

2 助成金を受けるための要件

助成金の支給申請時に、申請書類とともに支給要件を満たしていることの確認を受けるため、証明書類の添付が必要となります。

◆申請前に、次の6つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ☐ ① 労災保険の適用事業であること。
- ☐ ② 元方事業者及び関係請負人の労働者数が常時50人以上の建設現場であること。
- ☐ ③ 元方事業者は、ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。
- ☐ ④ 平成31年1月以降、新たに建設現場を訪問したメンタルヘルス対策促進員からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。
- ☐ ⑤ メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善を実施していること。
- ☐ ⑥ メンタルヘルス対策促進員が、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されていることを確認していること。

3 助成対象

職場環境改善に係る機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用

建設業の元方事業者がストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合に、負担した機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用が助成されます。

※ 助成金を有効活用する観点から、同一年度中に同一県内の建設会社に対する助成金の支給は最大2回となります。

〔例：A社が〇〇県内の3つの建設現場（a現場、b現場及びc現場）の元方事業者で、各現場の統括安全衛生責任者が全てA社所属の場合、各建設現場からそれぞれ支給申請があっても、同一年度内の助成は2つの現場のみとなります。〕

4 助成金額

次の費用が助成されます。

助成対象	助成額（上限額）
機器・設備購入(リースやレンタル含む。)費用	1 建設現場当たり 50,000 円が上限となります。

※50,000 円（税込）の範囲であれば、複数の機器・設備が助成対象となります。

5 注意点

- ① 例年実施対象期間は1年度としていましたが、令和元年度は平成31年4月1日から令和元年9月30日までとなっています。
- ② 実施対象期間の変更に伴い、申請期間は令和元年5月24日から令和元年12月31日までとなっています。
- ③ 本助成金の現行制度（平成30年度と同要件）の運用は令和元年6月30日をもって終了します。

新制度の運用は令和元年7月を予定しています。後日掲載予定のホームページをご確認ください。

Ⅱ 支給申請手続き等について

1 手続きの流れ

助成金を受け取るまでの手続きは次のとおりです。

① ストレスチェックの実施

建設工事従事者に対してストレスチェックを実施する。



② ストレスチェック実施後の集団分析

ストレスチェック結果を建設現場全体及び建設現場内の一定規模の集団（会社又はグループ等）ごとに集計して、当該集団のストレスの特徴及び傾向を分析する。



③ 職場環境改善計画の作成に係る助言・支援

訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（建設現場訪問は3回まで）を受ける。



④ 職場環境改善計画の作成

メンタルヘルス対策促進員からの職場環境の評価、改善すべき事項を踏まえ、職場環境改善計画を作成する。



⑤ 職場環境の改善

作成された職場環境改善計画に基づき、リスク低減措置（職場組織や職場の物理化学的環境の改善等）を実施する。（メンタルヘルス対策促進員の確認を受ける。）



⑥ 職場環境改善計画助成金支給申請【建設現場コース】

必要な書類を添えて、建設現場の所在地と同じ都道府県にある産業保健総合支援センターへ助成金の支給申請を提出する。（郵送可。）



⑦ 助成金支給決定通知の受取、助成金受領

労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

2 職場環境改善計画助成金支給申請

(1) 提出書類及び添付書類

■ 提出書類

- ・「職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）」（様式第1号）

■ 添付書類

- ・「職場環境改善支援等実績報告書」（様式第2号）
- ・「職場環境改善計画」（元方事業者が作成）
- ・機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）に関する「領収書」及び機器・設備の「写真」
- ・「職場環境改善計画助成金支給申請（建設現場コース）チェックリスト兼同意書」（様式第3号）
- ・「特定元方事業者の事業開始報告」（写）
- ・「共同企業体代表者届」（写）（共同企業体の場合）
- ・「保険関係成立届」（写）
- ・「安全衛生管理体制図」等の書類（統括安全衛生責任者が明記されたもの）
- ・振込先の通帳（写）等（元方事業者の振込先の名義（フリガナが記載されたもの）と口座番号が確認できるもの）
- ・返信用封筒（82円切手貼付）（元方事業者の店社宛て）

(2) 実施対象期間

平成31年4月1日から令和元年9月30日まで

(3) 申請期間

令和元年5月24日から令和元年12月31日まで（消印有効）

※申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。

(4) 申請者

建設現場の元方事業者が申請してください。

(5) 申請先

建設現場の所在地と同じ都道府県内にある産業保健総合支援センター（以下「当該センター」という。）の住所を巻末の「全国の産業保健総合支援センター一覧」でご確認いただき、当該センター宛てに申請してください。

3 審査結果の通知と助成金支給方法

(1) 審査結果の通知

5 頁の「2 職場環境改善計画助成金支給申請」に記載の書類を提出後、内容が適当である場合は、「助成金支給決定通知書」（様式第 4 号）が送付されます。

また、内容が適当でない場合は、「助成金不支給決定通知書」（様式第 5 号）が送付されます。

(2) 助成金支給方法

助成金の支給が決定された場合は、申請時の添付書類「振込先の通帳（写）等」に記載された金融機関口座へ振込により支払われます。

4 助成金に係る証拠書類等の保管

※ 助成金の支給を受けた元方事業者は、機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）の事実を記録し、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備しておく必要があります。また、それらの書類は、助成金を受給した翌年から起算して、5年間保存してください。

5 不正受給

※ 偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返還していただきます。

Ⅲ 様式一覧

各様式とチェックリストは、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページからダウンロードできます。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1401/Default.aspx>

支給申請関係	
様式番号	様式名称
第1号	職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）
第2号	職場環境改善支援等実績報告書
第3号	職場環境改善計画助成金支給申請（建設現場コース）チェックリスト 兼同意書

1 職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）（様式第1号）

（様式第1号）

職

受付No.

本 部

（記入不要）

産保センター

令和元年度職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 令和 年 月 日

【請求者】

（フリガナ）			工事の開始及び終了予定年月日	
建設現場名			令和 年 月 日から	
建設現場所在地	〒		令和 年 月 日まで	
（フリガナ）		元方事業者名		
統括安全衛生責任者	氏名	店社所在地	〒	
担当者	所属	氏名	電話番号	

職場環境改善計画助成金支給要領（建設現場コース）第4条に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

1 助成金申請額

円（税込）

（※ 5万円を上限として記入してください。）

2 職場環境改善のために必要な機器・設備

機器・設備	
-------	--

3 職場環境改善計画に基づく改善実施状況

実 施 日	改善実施内容
令和 年 月 日	

（R1.5）

(様式第1号)

職

受付No.	本 部
(記入不要)	産保センター

令和元年度職場環境改善計画助成金支給申請書（建設現場コース）

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 令和元年 6月●●日

【請求者】

(フリガナ)	●●ビルシンチクコウジ	工事の開始及び終了予定年月日	
建設現場名	●●ビル新築工事	平成31年 4月●●日から	
建設現場所在地	〒000-0000 ●●県●●市●●町●●号	令和元年 6月●●日まで	
(フリガナ)	サンポ タロウ	元方事業者名	株式会社○○建設
統括安全衛生責任者	氏名 産保 太郎	店社所在地	〒000-0000 ●●県○○市●●町○号
担当者	所属 (株)○○建設 総務部総務課	氏名 支援 花子	電話番号 00-0000-0000

職場環境改善計画助成金支給要領（建設現場コース）第4条に基づき、下記のとおり助成金の支給を申請します。

記

1 助成金申請額

50,000 円（税込）

（※5万円を上限として記入してください。）

2 職場環境改善のために必要な機器・設備

機器・設備	レンタルトイレ（2台）
-------	-------------

3 職場環境改善計画に基づく改善実施状況

実 施 日	改善実施内容
令和元年 6月●●日	建設現場の環境改善として、女性専用のトイレを設置し周りにはデザインを施した万 能板の囲いを設けることで、女性作業員が気兼ねなくトイレ休憩できるようになり、 快適に作業できるようになった。

(R1.5)

2 職場環境改善支援等実績報告書（様式第2号）

（様式第2号）



職場環境改善支援等実績報告書

1 職場環境改善支援等を実施した建設現場名

建設現場名	
-------	--

2 職場環境改善支援等状況

実 施 日	助 言 ・ 支 援 内 容
令和 年 月 日	

3 職場環境改善の確認

- ☐ ストレスチェック後の集団分析結果の内容を確認した上、上記助言・支援を実施し、様式第1号のとおり元方事業者が、職場環境改善計画に基づく改善の全部又は一部を実施していることを確認した。

令和 年 月 日

〇〇〇産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員 氏名

㊞

(R1.5)

(様式第2号)



職場環境改善支援等実績報告書

1 職場環境改善支援等を実施した建設現場名

建設現場名	●●ビル新築工事
-------	----------

2 職場環境改善支援等状況

実施日	助言・支援内容
平成31年4月●日	現場事務所に赴き、元方事業者●●建設の●●氏（統括安全衛生責任者）からストレスチェックの集団分析結果に基づくストレスの特徴及び傾向を確認し、これを踏まえて実現可能な改善策の助言を行った。
令和元年5月●日	実際の建設現場の環境を確認し、改善策の具体的な実施方法を詰めながら「職場環境改善計画」の作成について●●氏（統括安全衛生責任者）に対して助言と支援を実施した。（「職場環境改善計画」を作成した。）
令和元年6月●日	「職場環境改善計画」の内容を確認するとともに、これに基づいた改善（女性専用トイレの設置）が実際に建設現場において適切に実施されていることを確認した。

3 職場環境改善の確認

- ☒ ストレスチェック後の集団分析結果の内容を確認した上、上記助言・支援を実施し、様式第1号のとおり元方事業者が、職場環境改善計画に基づく改善の全部又は一部を実施していることを確認した。

令和元年6月●●日

●●産業保健総合支援センター

メンタルヘルス対策促進員 氏名 住吉 一郎  ㊞

(R1.5)

3 職場環境改善計画助成金支給申請(建設現場コース)チェックリスト兼同意書(様式第3号)

(様式第3号)

職場環境改善計画助成金支給申請(建設業コース) チェックリスト 兼 同意書

提出書類	
1	☐ 職場環境改善計画助成金支給申請書(建設業コース)(様式第1号)
	☐ 次の全ての要件を全て満たしていることを確認してください。 a 労働保険適用事業場であること。 b ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。 c 平成31年1月以降、訪問したメンタルヘルス対策促進員からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。 d メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善の全部又は一部を実施していること。 e メンタルヘルス対策促進員から、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善として機器・設備の購入が実施されたことの確認を受けていること。
	☐ 「1 助成金申請額」が税込み50,000円以下になっていることを確認してください。 50,000円が上限額ですので、実費が上限額を下回る場合は実費で計算してください。
	☐ 「職場環境改善のために必要な機器・設備」欄に購入した機器等を記載してください。
	☐ 代表者の記名押印があることを確認してください。
添付書類	
2	☐ 職場環境改善支援等実績報告書(様式第2号) メンタルヘルス対策促進員の署名又は記名押印があることを確認してください。
	☐ 「職場環境改善計画」(写) 「職場環境改善計画」に職場環境改善のために必要な機器等が記載されていることを確認してください。
4	☐ 職場環境改善計画に基づき購入した機器・設備費用の領収書(写) 購入した機器等の商品名、数量、単価が分かる領収書の写しを添付してください。 「職場環境改善計画」作成後に購入した機器等であることを確認してください。
	☐ 職場環境改善計画に基づき購入した機器・設備の写真 設備の場合は、導入前及び導入後の写真を添付してください。
6	☐ 労働保険概算・確定保険料申告書等(写) 助成金支給申請の直近の申告書の写しを添付してください。労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料算定基礎賃金等の報告の写しと労働保険料等納入通知書の写しを添付してください。 ※労働基準監督署等の受付が証明されていることが必要です。
	☐ 振込先の通帳(写)等(振込先のフリガナ名義、口座番号が確認できるもの) 金融機関、支店名、口座フリガナ名義、口座番号が確認できる箇所の写しを添付してください。 ※法人の場合は、個人名の口座には振込みできません。

次ページへ続きます。

8	☐	労働保険料一括納付に係る証明書
		労働保険料を本社等が一括納付している場合に提出すること。
9	☐	返信用封筒
		切手を貼付してください。

同意書

- ・ 上記 1 ～ 9 にチェックを入れた内容について、申請内容と相違ないことを確約・同意します。
- ・ 申請内容に不備等があった場合において、貴機構の求めがあるときは、速やかに必要な事項を報告又は説明することを確約します。
- ・ 偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返金することに同意します。

令和 年 月 日

所 在 地

名 称

代表者（役職・氏名）

印

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

(R1.5)

Ⅳ 全国の産業保健総合支援センター一覧

(H31年4月1日現在)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北海道 産業保健総合支援センター	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F	011-242-7701
青森 産業保健総合支援センター	〒030-0862	青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階	017-731-3661
岩手 産業保健総合支援センター	〒020-0045	岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階	019-621-5366
宮城 産業保健総合支援センター	〒980-6015	宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階	022-267-4229
秋田 産業保健総合支援センター	〒010-0874	秋田県秋田市千秋久保田町6丁目6番 秋田県総合保健センター4階	018-884-7771
山形 産業保健総合支援センター	〒990-0047	山形県山形市旅籠町3丁目1番4号 食糧会館4階	023-624-5188
福島 産業保健総合支援センター	〒960-8031	福島県福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル10階	024-526-0526
茨城 産業保健総合支援センター	〒310-0021	茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階	029-300-1221
栃木 産業保健総合支援センター	〒320-0811	栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階	028-643-0685
群馬 産業保健総合支援センター	〒371-0022	群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階	027-233-0026
埼玉 産業保健総合支援センター	〒330-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番19号 全電通埼玉会館あけぼのビル3階	048-829-2661
千葉 産業保健総合支援センター	〒260-0013	千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 日進センター8階	043-202-3639
東京 産業保健総合支援センター	〒102-0075	千代田区三番町6番14号 日本生命三番町ビル3階	03-5211-4480
神奈川 産業保健総合支援センター	〒221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目29番1号 第6安田ビル3階	045-410-1160
新潟 産業保健総合支援センター	〒951-8055	新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 朝日生命新潟万代橋ビル6階	025-227-4411
富山 産業保健総合支援センター	〒930-0856	富山県富山市牛島新町5番5号 インテックビル4階	076-444-6866
石川 産業保健総合支援センター	〒920-0031	石川県金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル9階	076-265-3888
福井 産業保健総合支援センター	〒910-0006	福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	0776-27-6395
山梨 産業保健総合支援センター	〒400-0047	甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階	055-220-7020
長野 産業保健総合支援センター	〒380-0935	長野県長野市中御所1丁目16番11号 鈴正ビル2階	026-225-8533
岐阜 産業保健総合支援センター	〒500-8844	岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大同生命・廣瀬ビル地下1階	058-263-2311
静岡 産業保健総合支援センター	〒420-0034	静岡県静岡市葵区常盤町2丁目13番1号 住友生命静岡常盤町ビル9階	054-205-0111
愛知 産業保健総合支援センター	〒460-0004	愛知県名古屋市中区新栄町2丁目13番地 栄第一生命ビルディング9階	052-950-5375
三重 産業保健総合支援センター	〒514-0003	三重県津市桜橋2丁目191番4号 三重県医師会館5階	059-213-0711
滋賀 産業保健総合支援センター	〒520-0047	滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階	077-510-0770
京都 産業保健総合支援センター	〒604-8186	京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361番1号 アーバンエクス御池ビル東館5階	075-212-2600
大阪 産業保健総合支援センター	〒540-0033	大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階	06-6944-1191
兵庫 産業保健総合支援センター	〒651-0087	兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-20ジイテックスアセントビル8階	078-230-0283
奈良 産業保健総合支援センター	〒630-8115	奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階	0742-25-3100
和歌山 産業保健総合支援センター	〒640-8137	和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階	073-421-8990
鳥取 産業保健総合支援センター	〒680-0846	鳥取県鳥取市扇町115番地1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階	0857-25-3431
島根 産業保健総合支援センター	〒690-0003	島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階	0852-59-5801
岡山 産業保健総合支援センター	〒700-0907	岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	086-212-1222
広島 産業保健総合支援センター	〒730-0011	広島県広島市中区基町11番13号 合人社広島紙屋町アネクス5F	082-224-1361
山口 産業保健総合支援センター	〒753-0051	山口県山口市旭通り2丁目9番19号 山口建設ビル4階	083-933-0105
徳島 産業保健総合支援センター	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3丁目61番地 徳島県医師会館3階	088-656-0330
香川 産業保健総合支援センター	〒760-0050	香川県高松市亀井町2番1号 朝日生命高松ビル3階	087-813-1316
愛媛 産業保健総合支援センター	〒790-0011	愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟454ビル2階	089-915-1911
高知 産業保健総合支援センター	〒780-0870	高知県高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7階	088-826-6155
福岡 産業保健総合支援センター	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号 福岡県メディカルセンタービル1階	092-414-5264
佐賀 産業保健総合支援センター	〒840-0816	佐賀県佐賀市駅南本町6番地4号 佐賀中央第一生命ビル4階	0952-41-1888
長崎 産業保健総合支援センター	〒852-8117	長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階	095-865-7797
熊本 産業保健総合支援センター	〒860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命熊本ビル3階	096-353-5480
大分 産業保健総合支援センター	〒870-0046	大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階	097-573-8070
宮崎 産業保健総合支援センター	〒880-0806	宮崎県宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命宮崎ビル6階	0985-62-2511
鹿児島 産業保健総合支援センター	〒890-0052	鹿児島県鹿児島市上之園町25番1号 中央ビル4階	099-252-8002
沖縄 産業保健総合支援センター	〒901-0152	沖縄県那覇市字小祿1831番1号 沖縄産業支援センター2階	098-859-6175

◆全国の産業保健総合支援センター一覧

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1 番 1 号 事務管理棟

TEL : 0570-783046 FAX : 044-411-5531

<https://www.johas.go.jp/>

(令和元年 5 月)